

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																																																																																																																																																																																																																																																								
特記仕様書（17頁） 14-1. 工事用道路の指定	<p>工程表の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単価表の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用道路撤去復旧工</td> <td>A、B</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台</td> <td>上部工、下部工、基礎ぐい</td> </tr> <tr> <td>雑工</td> <td>上記に示す項目以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する工程表（様式-5） 履行報告は、上記工程表に次の事項を記入し報告するものとする。 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。</p> <p><b>14. 工事用道路に関する事項</b></p> <p><b>14-1 工事用道路の指定</b></p> <p>共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「工事用道路位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>車線巾員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始時期</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>町道野沢安座線</td> <td>4.5m(全巾)</td> <td>6,320m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>町道牧塩喰線</td> <td>3.0m(全巾)</td> <td>500m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>農道塩喰線</td> <td>3.0m(全巾)</td> <td>200m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和7年1月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>改良</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>町道熊沢線</td> <td>3.0m(全巾)</td> <td>6,360m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>5-1</td> <td>鬼光頭川仮橋工事用道路(土工)(全巾)</td> <td>4.0m~8.0m</td> <td>261m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和6年9月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>5-2</td> <td>鬼光頭川仮橋工事用道路(仮橋)</td> <td>4.0m(全巾)</td> <td>112m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和6年9月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>6-1</td> <td>安座川仮橋工事用道路(土工)(全巾)</td> <td>4.0m~8.0m</td> <td>378m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和7年1月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>6-2</td> <td>安座川仮橋工事用道路(仮橋)</td> <td>4.0m(全巾)</td> <td>145m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和7年1月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>14-2 工事用道路の使用条件</b></p> <p>前項の工事用道路の使用条件は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名または場所</th> <th>土運搬可能時間</th> <th>資機材搬入出作業可能時間</th> <th>土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>町道野沢安座線</td> <td>8時~17時</td> <td>8時~17時</td> <td>土曜日8時~17時のみ可</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>町道牧塩喰線</td> <td>8時~17時</td> <td>8時~17時</td> <td>土曜日8時~17時のみ可</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>農道塩喰線</td> <td>8時~17時</td> <td>8時~17時</td> <td>土曜日8時~17時のみ可</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>町道熊沢線</td> <td>8時~17時</td> <td>8時~17時</td> <td>土曜日8時~17時のみ可</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鬼光頭川仮橋工事用道路</td> <td>終日</td> <td>終日</td> <td>終日可</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>安座川仮橋工事用道路</td> <td>終日</td> <td>終日</td> <td>終日可</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目		工事用道路撤去復旧工	A、B	工事用作業構台	上部工、下部工、基礎ぐい	雑工	上記に示す項目以外のもの	番号	路線名又は場所	車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	1	町道野沢安座線	4.5m(全巾)	6,320m	舗装	無償	—	—	既設	2	町道牧塩喰線	3.0m(全巾)	500m	舗装	無償	—	—	既設	3	農道塩喰線	3.0m(全巾)	200m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	改良	4	町道熊沢線	3.0m(全巾)	6,360m	舗装	無償	—	—	既設	5-1	鬼光頭川仮橋工事用道路(土工)(全巾)	4.0m~8.0m	261m	舗装	無償	令和6年9月	五十嵐建設㈱	新設	5-2	鬼光頭川仮橋工事用道路(仮橋)	4.0m(全巾)	112m	舗装	無償	令和6年9月	五十嵐建設㈱	新設	6-1	安座川仮橋工事用道路(土工)(全巾)	4.0m~8.0m	378m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	新設	6-2	安座川仮橋工事用道路(仮橋)	4.0m(全巾)	145m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	新設	番号	路線名または場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間	1	町道野沢安座線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可	2	町道牧塩喰線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可	3	農道塩喰線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可	4	町道熊沢線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可	5	鬼光頭川仮橋工事用道路	終日	終日	終日可	6	安座川仮橋工事用道路	終日	終日	終日可	<p>工程表の項目</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">単価表の項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用道路撤去復旧工</td> <td>A、B</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台</td> <td>上部工、下部工、基礎ぐい</td> </tr> <tr> <td>雑工</td> <td>上記に示す項目以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 共通仕様書1-19-2「履行報告」に規定する工程表（様式-5） 履行報告は、上記工程表に次の事項を記入し報告するものとする。 1) 棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高を記入し、翌月以降の予定を（ ）で記入する 2) 計画出来高累計曲線に当月までの累計実施出来高及び翌月以降の予定を点線で記入する。</p> <p><b>14. 工事用道路に関する事項</b></p> <p><b>14-1 工事用道路の指定</b></p> <p>共通仕様書1-22-1「工事用道路の指定」の規定に基づき指定する工事用道路は、「工事用道路位置図」に示すとおりとし、その路線名、区間、巾員及び延長等は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名又は場所</th> <th>車線巾員</th> <th>延長</th> <th>路面</th> <th>用地</th> <th>使用開始時期</th> <th>施工者</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>町道野沢安座線</td> <td>4.5m(全巾)</td> <td>2,460m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>町道牧塩喰線</td> <td>3.0m(全巾)</td> <td>440m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>農道塩喰線</td> <td>3.0m(全巾)</td> <td>220m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和7年1月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>改良</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>町道熊沢線</td> <td>3.0m(全巾)</td> <td>6,360m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>既設</td> </tr> <tr> <td>5-1</td> <td>鬼光頭川仮橋工事用道路(土工)(全巾)</td> <td>4.0m~8.0m</td> <td>261m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和6年9月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>5-2</td> <td>鬼光頭川仮橋工事用道路(仮橋)</td> <td>4.0m(全巾)</td> <td>112m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和6年9月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>6-1</td> <td>安座川仮橋工事用道路(土工)(全巾)</td> <td>4.0m~8.0m</td> <td>378m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和7年1月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>新設</td> </tr> <tr> <td>6-2</td> <td>安座川仮橋工事用道路(仮橋)</td> <td>4.0m(全巾)</td> <td>145m</td> <td>舗装</td> <td>無償</td> <td>令和7年1月</td> <td>五十嵐建設㈱</td> <td>新設</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>14-2 工事用道路の使用条件</b></p> <p>前項の工事用道路の使用条件は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>路線名または場所</th> <th>土運搬可能時間</th> <th>資機材搬入出作業可能時間</th> <th>土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>町道野沢安座線</td> <td>8時~17時</td> <td>8時~17時</td> <td>土曜日8時~17時のみ可</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>町道牧塩喰線</td> <td>8時~17時</td> <td>8時~17時</td> <td>土曜日8時~17時のみ可</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>農道塩喰線</td> <td>8時~17時</td> <td>8時~17時</td> <td>土曜日8時~17時のみ可</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>町道熊沢線</td> <td>8時~17時</td> <td>8時~17時</td> <td>土曜日8時~17時のみ可</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>鬼光頭川仮橋工事用道路</td> <td>終日</td> <td>終日</td> <td>終日可</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>安座川仮橋工事用道路</td> <td>終日</td> <td>終日</td> <td>終日可</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目		工事用道路撤去復旧工	A、B	工事用作業構台	上部工、下部工、基礎ぐい	雑工	上記に示す項目以外のもの	番号	路線名又は場所	車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考	1	町道野沢安座線	4.5m(全巾)	2,460m	舗装	無償	—	—	既設	2	町道牧塩喰線	3.0m(全巾)	440m	舗装	無償	—	—	既設	3	農道塩喰線	3.0m(全巾)	220m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	改良	4	町道熊沢線	3.0m(全巾)	6,360m	舗装	無償	—	—	既設	5-1	鬼光頭川仮橋工事用道路(土工)(全巾)	4.0m~8.0m	261m	舗装	無償	令和6年9月	五十嵐建設㈱	新設	5-2	鬼光頭川仮橋工事用道路(仮橋)	4.0m(全巾)	112m	舗装	無償	令和6年9月	五十嵐建設㈱	新設	6-1	安座川仮橋工事用道路(土工)(全巾)	4.0m~8.0m	378m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	新設	6-2	安座川仮橋工事用道路(仮橋)	4.0m(全巾)	145m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	新設	番号	路線名または場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間	1	町道野沢安座線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可	2	町道牧塩喰線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可	3	農道塩喰線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可	4	町道熊沢線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可	5	鬼光頭川仮橋工事用道路	終日	終日	終日可	6	安座川仮橋工事用道路	終日	終日	終日可
単価表の項目																																																																																																																																																																																																																																																										
工事用道路撤去復旧工	A、B																																																																																																																																																																																																																																																									
工事用作業構台	上部工、下部工、基礎ぐい																																																																																																																																																																																																																																																									
雑工	上記に示す項目以外のもの																																																																																																																																																																																																																																																									
番号	路線名又は場所	車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
1	町道野沢安座線	4.5m(全巾)	6,320m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																		
2	町道牧塩喰線	3.0m(全巾)	500m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																		
3	農道塩喰線	3.0m(全巾)	200m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	改良																																																																																																																																																																																																																																																		
4	町道熊沢線	3.0m(全巾)	6,360m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																		
5-1	鬼光頭川仮橋工事用道路(土工)(全巾)	4.0m~8.0m	261m	舗装	無償	令和6年9月	五十嵐建設㈱	新設																																																																																																																																																																																																																																																		
5-2	鬼光頭川仮橋工事用道路(仮橋)	4.0m(全巾)	112m	舗装	無償	令和6年9月	五十嵐建設㈱	新設																																																																																																																																																																																																																																																		
6-1	安座川仮橋工事用道路(土工)(全巾)	4.0m~8.0m	378m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	新設																																																																																																																																																																																																																																																		
6-2	安座川仮橋工事用道路(仮橋)	4.0m(全巾)	145m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	新設																																																																																																																																																																																																																																																		
番号	路線名または場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間																																																																																																																																																																																																																																																						
1	町道野沢安座線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可																																																																																																																																																																																																																																																						
2	町道牧塩喰線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可																																																																																																																																																																																																																																																						
3	農道塩喰線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可																																																																																																																																																																																																																																																						
4	町道熊沢線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可																																																																																																																																																																																																																																																						
5	鬼光頭川仮橋工事用道路	終日	終日	終日可																																																																																																																																																																																																																																																						
6	安座川仮橋工事用道路	終日	終日	終日可																																																																																																																																																																																																																																																						
単価表の項目																																																																																																																																																																																																																																																										
工事用道路撤去復旧工	A、B																																																																																																																																																																																																																																																									
工事用作業構台	上部工、下部工、基礎ぐい																																																																																																																																																																																																																																																									
雑工	上記に示す項目以外のもの																																																																																																																																																																																																																																																									
番号	路線名又は場所	車線巾員	延長	路面	用地	使用開始時期	施工者	備考																																																																																																																																																																																																																																																		
1	町道野沢安座線	4.5m(全巾)	2,460m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																		
2	町道牧塩喰線	3.0m(全巾)	440m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																		
3	農道塩喰線	3.0m(全巾)	220m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	改良																																																																																																																																																																																																																																																		
4	町道熊沢線	3.0m(全巾)	6,360m	舗装	無償	—	—	既設																																																																																																																																																																																																																																																		
5-1	鬼光頭川仮橋工事用道路(土工)(全巾)	4.0m~8.0m	261m	舗装	無償	令和6年9月	五十嵐建設㈱	新設																																																																																																																																																																																																																																																		
5-2	鬼光頭川仮橋工事用道路(仮橋)	4.0m(全巾)	112m	舗装	無償	令和6年9月	五十嵐建設㈱	新設																																																																																																																																																																																																																																																		
6-1	安座川仮橋工事用道路(土工)(全巾)	4.0m~8.0m	378m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	新設																																																																																																																																																																																																																																																		
6-2	安座川仮橋工事用道路(仮橋)	4.0m(全巾)	145m	舗装	無償	令和7年1月	五十嵐建設㈱	新設																																																																																																																																																																																																																																																		
番号	路線名または場所	土運搬可能時間	資機材搬入出作業可能時間	土曜日、日曜日及び祝祭日の使用及び時間																																																																																																																																																																																																																																																						
1	町道野沢安座線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可																																																																																																																																																																																																																																																						
2	町道牧塩喰線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可																																																																																																																																																																																																																																																						
3	農道塩喰線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可																																																																																																																																																																																																																																																						
4	町道熊沢線	8時~17時	8時~17時	土曜日8時~17時のみ可																																																																																																																																																																																																																																																						
5	鬼光頭川仮橋工事用道路	終日	終日	終日可																																																																																																																																																																																																																																																						
6	安座川仮橋工事用道路	終日	終日	終日可																																																																																																																																																																																																																																																						

## 工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																																																																														
特記仕様書 (18 頁) 14-1. 工事用道路の指定  14-3 工事用道路の共同使用 本特記仕様書14-1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1-22-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工事名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>磐越自動車道 黒森山トンネル工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>磐越自動車道 本線工事</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>磐越自動車道 本線工事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 14-4 工事用道路及び本線外盛土場の維持・補修 (1) 本特記仕様書14-1「工事用道路の指定」に示す番号1～6の道路及び本特記仕様書6-1「本線外盛土場」について散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 (2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため泥落し装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が泥落し装置の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機材</th> <th>数量</th> <th>設置場所</th> <th>設置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>安座川工事用道路始点</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場①出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場②出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場④出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場⑤出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場⑥出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> </tbody> </table> 15. 保安に関する事項 15-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み (1) 定義 工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故及び吊り足場の組立・解体に関わる事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。 (2) 実施手順 1) 施工計画への反映 受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。 2) 受発注者間の協議（工事着手前安全検討会） 発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。  14-3 工事用道路の共同使用 本特記仕様書14-1「工事用道路の指定」に示す工事用道路のうち、共通仕様書1-22-5「工事用道路等の共同使用」に規定する工事用道路は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>工事名</th> <th>受注者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>磐越自動車道 黒森山トンネル工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>磐越自動車道 本線工事</td> <td>未定</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>磐越自動車道 本線工事</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 14-4 工事用道路及び本線外盛土場の維持・補修 (1) 本特記仕様書14-1「工事用道路の指定」に示す番号1～3の道路及び本特記仕様書6-1「本線外盛土場」について散水・清掃等の維持は受注者が行うものとし、これに要する費用については関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 (2) 土運搬及び資機材搬入等による既設道路等への泥土持ち出し防止のため泥落し装置を設置するものとし、工事完了後に撤去するものとする。これに要する費用については、関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。 なお、監督員が泥落し装置の配置の変更を指示した場合は、これに要する費用について監督員と受注者で協議し定めるものとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機材</th> <th>数量</th> <th>設置場所</th> <th>設置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>安座川工事用道路始点</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場①出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場②出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場④出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場⑤出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> <tr> <td>泥落し装置(乾式)</td> <td>1基</td> <td>本線外盛土場⑥出入口付近</td> <td>土運搬期間中</td> </tr> </tbody> </table> 15. 保安に関する事項 15-1 第三者被害を想定した重大事故防止の取組み (1) 定義 工事中の安全の確保については共通仕様書で規定しているところであるが、このうち下記に掲げる第三者への被害が想定される事故や供用中道路の通行止めや大渋滞に至る事故及び吊り足場の組立・解体に関わる事故等（以下「重大事故リスク」という。）について、受発注者が一体となって安全向上に努める取組みをいう。 (2) 實施手順 1) 施工計画への反映 受注者は、設計図書及び関係法令に基づき、重大事故リスクの抽出を行い、それらに対する安全対策について施工計画書に記載するものとする。 2) 受発注者間の協議（工事着手前安全検討会） 発注者は、受注者から監督員に施工計画書の提出がされたときは、受発注者合同で施工計画書に示された重大事故リスクに関して施工計画書及び設計図書並びに現場確認を通して安全対策に不足が無いか確認（以下「重大事故リスクマネジメント」という。）を行うものとする。	番号	工事名	受注者	4	磐越自動車道 黒森山トンネル工事		5	磐越自動車道 本線工事	未定	6	磐越自動車道 本線工事		機材	数量	設置場所	設置期間	泥落し装置(乾式)	1基	安座川工事用道路始点	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場①出入口付近	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場②出入口付近	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場④出入口付近	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場⑤出入口付近	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場⑥出入口付近	土運搬期間中	番号	工事名	受注者	4	磐越自動車道 黒森山トンネル工事		5	磐越自動車道 本線工事	未定	6	磐越自動車道 本線工事		機材	数量	設置場所	設置期間	泥落し装置(乾式)	1基	安座川工事用道路始点	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場①出入口付近	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場②出入口付近	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場④出入口付近	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場⑤出入口付近	土運搬期間中	泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場⑥出入口付近	土運搬期間中
番号	工事名	受注者																																																																														
4	磐越自動車道 黒森山トンネル工事																																																																															
5	磐越自動車道 本線工事	未定																																																																														
6	磐越自動車道 本線工事																																																																															
機材	数量	設置場所	設置期間																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	安座川工事用道路始点	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場①出入口付近	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場②出入口付近	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場④出入口付近	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場⑤出入口付近	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場⑥出入口付近	土運搬期間中																																																																													
番号	工事名	受注者																																																																														
4	磐越自動車道 黒森山トンネル工事																																																																															
5	磐越自動車道 本線工事	未定																																																																														
6	磐越自動車道 本線工事																																																																															
機材	数量	設置場所	設置期間																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	安座川工事用道路始点	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場①出入口付近	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場②出入口付近	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場④出入口付近	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場⑤出入口付近	土運搬期間中																																																																													
泥落し装置(乾式)	1基	本線外盛土場⑥出入口付近	土運搬期間中																																																																													

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前				訂正後			
特記仕様書（25頁） 17-2 建設副産物の活用等 (2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等	建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
	混合廃棄物（安定型）	龍ヶ嶽トンネル避難坑 (入口坑口：STA758付近、出口坑口：STA795付近) I期線の既設避難坑 (STA758+57～795+30) I期線の既設避難坑 (STA758+57～795+30)	約32.5t	最終処分場	混合廃棄物（安定型）	龍ヶ嶽トンネル避難坑 (入口坑口：STA758付近、出口坑口：STA795付近) I期線の既設避難坑 (STA758+57～795+30) I期線の既設避難坑 (STA758+57～795+30)	約32.5t	最終処分場
	(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地				(2) 再資源化（最終処分）をする施設の名称及び所在地			
	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件	特定建設資材 廃棄物の種類	施設の名称	所在地	受入条件
	コンクリート塊	松阪興産(株) 会津工場	福島県河沼郡会津坂下町大字福原字四ツ壇3番1	受入時間帯 7:00～16:30 (夜間の受入 可 (要事前連絡)) 休日 日曜、祝祭日 大きさ制限なし	コンクリート塊	松阪興産(株) 会津工場	福島県河沼郡会津坂下町大字福原字四ツ壇3番1	受入時間帯 7:00～16:30 (夜間の受入 可 (要事前連絡)) 休日 日曜、祝祭日 大きさ制限なし
	アスファルト・ コンクリート塊	松阪興産(株) 会津工場	福島県河沼郡会津坂下町大字福原字四ツ壇3番1	受入時間帯 7:00～16:30 (夜間の受入 可 (要事前連絡)) 休日 日曜、祝祭日 大きさ制限なし	アスファルト・ コンクリート塊	松阪興産(株) 会津工場	福島県河沼郡会津坂下町大字福原字四ツ壇3番1	受入時間帯 7:00～16:30 (夜間の受入 可 (要事前連絡)) 休日 日曜、祝祭日 大きさ制限なし
	建設発生木材 (伐採木等)	(株)ノーリン	福島県喜多方市慶徳町山科字吉砂子2513他	受入時間帯 8:00～17:00 (夜間の受入 不可) 休日 日曜、祝祭日	建設発生木材 (伐採木等)	(株)ノーリン	福島県喜多方市慶徳町山科字吉砂子2513他	受入時間帯 8:00～17:00 (夜間の受入 不可) 休日 日曜、祝祭日
	混合廃棄物（安定型）	曾根建(株)	新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜字鳥川3769-1	受入時間帯 8:00～11:30 13:00～16:30 (夜間の受入 不可) 休日 日曜、祝祭日、毎月第2,4,5土曜	混合廃棄物（安定型）	(株)あいづ ダストセンタ一	福島県河沼郡柳津町大字藤字鶴ヶ峰4330-23	受入時間帯 8:30～16:30 (夜間の受入 不可) 休日 日曜、祝祭日
	<p>記載している事項については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。          なお、受注者が提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p> <p>(3) トンネル掘削等により生ずる濁水を処理した後の汚泥については、関連法令等に従い適切に処理するとともに、処理に先立ち成分分析試験を行いその結果を監督員へ報告するものとする。</p> <p>なお、成分分析試験の試験結果、基準値を超えた場合において監督員が必要と認めてその処理を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。</p> <p>17-3 再生資材供給量の報告</p> <p>本特記仕様書17-1において、工事目的物に要求される品質が確保されない場合又は再生資材の供給が当該施工箇所の全数量を確保できない場合は、監督員に報告（様式-15）し、その指示に従うものとする。</p>							

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前		訂正後													
特記仕様書（31頁） 2.4-4. 構造物掘削 (1) 種別	<table border="1"> <tr> <td>構造物掘削 普通部B</td><td>           鬼光頭川橋A 2 橋台部            1) A 2 橋台部の施工基面までの掘削を行うもの            2) 掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。            3) 裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。         </td></tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部A</td><td>           1) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における親杭横矢板及び腹起しの設置・存置（リース品）            2) 基礎ぐい施工基面までの掘削及び親杭横矢板背面ウイング部の掘削            3) 掘削箇所の水替え            4) 鬼光頭川橋A 2 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。            5) グラウンドアンカーの打設            6) 車体施工時の掘削、掘削箇所における仮置き、埋戻し            7) 親杭横矢板・腹起しの撤去             なお、親杭横矢板の設置はダウンザホールハンマ工法を使用するものとし、撤去は油圧式杭圧入引抜機によるものとする。            仮設材について、上表に示す調達地域から調達が困難な場合は、本特記仕様書2.6-3「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。         </td></tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部B</td><td>           竹割り土留め工を用いて掘削する以下の作業            1) 鬼光頭川橋P 1 橋脚部における施工基面までの地盤の掘削            2) 掘削箇所の水替え            3) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。         </td></tr> </table>	構造物掘削 普通部B	鬼光頭川橋A 2 橋台部 1) A 2 橋台部の施工基面までの掘削を行うもの 2) 掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。 3) 裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。	構造物掘削 特殊部A	1) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における親杭横矢板及び腹起しの設置・存置（リース品） 2) 基礎ぐい施工基面までの掘削及び親杭横矢板背面ウイング部の掘削 3) 掘削箇所の水替え 4) 鬼光頭川橋A 2 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。 5) グラウンドアンカーの打設 6) 車体施工時の掘削、掘削箇所における仮置き、埋戻し 7) 親杭横矢板・腹起しの撤去  なお、親杭横矢板の設置はダウンザホールハンマ工法を使用するものとし、撤去は油圧式杭圧入引抜機によるものとする。 仮設材について、上表に示す調達地域から調達が困難な場合は、本特記仕様書2.6-3「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。	構造物掘削 特殊部B	竹割り土留め工を用いて掘削する以下の作業 1) 鬼光頭川橋P 1 橋脚部における施工基面までの地盤の掘削 2) 掘削箇所の水替え 3) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。		<table border="1"> <tr> <td>構造物掘削 普通部B</td><td>           鬼光頭川橋A 2 橋台部            1) A 2 橋台部の施工基面までの掘削を行うもの            2) 掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。            3) 裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。         </td></tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部A</td><td>           1) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における親杭横矢板及び腹起しの設置・存置（リース品）            2) 基礎ぐい施工基面までの掘削及び親杭横矢板背面ウイング部の掘削            3) 掘削箇所の水替え            4) 鬼光頭川橋A 2 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。            5) グラウンドアンカーの打設            6) 車体施工時の掘削、掘削箇所における仮置き、埋戻し            7) 親杭横矢板・腹起しの撤去             なお、親杭横矢板の設置はダウンザホールハンマ工法を使用するものとし、撤去は電動式バイブルハンマによるものとする。            仮設材について、調達が困難な場合は、本特記仕様書2.6-3「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。         </td></tr> <tr> <td>構造物掘削 特殊部B</td><td>           竹割り土留め工を用いて掘削する以下の作業            1) 鬼光頭川橋P 1 橋脚部における施工基面までの地盤の掘削            2) 掘削箇所の水替え            3) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。         </td></tr> </table>	構造物掘削 普通部B	鬼光頭川橋A 2 橋台部 1) A 2 橋台部の施工基面までの掘削を行うもの 2) 掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。 3) 裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。	構造物掘削 特殊部A	1) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における親杭横矢板及び腹起しの設置・存置（リース品） 2) 基礎ぐい施工基面までの掘削及び親杭横矢板背面ウイング部の掘削 3) 掘削箇所の水替え 4) 鬼光頭川橋A 2 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。 5) グラウンドアンカーの打設 6) 車体施工時の掘削、掘削箇所における仮置き、埋戻し 7) 親杭横矢板・腹起しの撤去  なお、親杭横矢板の設置はダウンザホールハンマ工法を使用するものとし、撤去は電動式バイブルハンマによるものとする。 仮設材について、調達が困難な場合は、本特記仕様書2.6-3「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。	構造物掘削 特殊部B	竹割り土留め工を用いて掘削する以下の作業 1) 鬼光頭川橋P 1 橋脚部における施工基面までの地盤の掘削 2) 掘削箇所の水替え 3) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。	
構造物掘削 普通部B	鬼光頭川橋A 2 橋台部 1) A 2 橋台部の施工基面までの掘削を行うもの 2) 掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。 3) 裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。															
構造物掘削 特殊部A	1) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における親杭横矢板及び腹起しの設置・存置（リース品） 2) 基礎ぐい施工基面までの掘削及び親杭横矢板背面ウイング部の掘削 3) 掘削箇所の水替え 4) 鬼光頭川橋A 2 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。 5) グラウンドアンカーの打設 6) 車体施工時の掘削、掘削箇所における仮置き、埋戻し 7) 親杭横矢板・腹起しの撤去  なお、親杭横矢板の設置はダウンザホールハンマ工法を使用するものとし、撤去は油圧式杭圧入引抜機によるものとする。 仮設材について、上表に示す調達地域から調達が困難な場合は、本特記仕様書2.6-3「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。															
構造物掘削 特殊部B	竹割り土留め工を用いて掘削する以下の作業 1) 鬼光頭川橋P 1 橋脚部における施工基面までの地盤の掘削 2) 掘削箇所の水替え 3) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。															
構造物掘削 普通部B	鬼光頭川橋A 2 橋台部 1) A 2 橋台部の施工基面までの掘削を行うもの 2) 掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。 3) 裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。															
構造物掘削 特殊部A	1) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における親杭横矢板及び腹起しの設置・存置（リース品） 2) 基礎ぐい施工基面までの掘削及び親杭横矢板背面ウイング部の掘削 3) 掘削箇所の水替え 4) 鬼光頭川橋A 2 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。 5) グラウンドアンカーの打設 6) 車体施工時の掘削、掘削箇所における仮置き、埋戻し 7) 親杭横矢板・腹起しの撤去  なお、親杭横矢板の設置はダウンザホールハンマ工法を使用するものとし、撤去は電動式バイブルハンマによるものとする。 仮設材について、調達が困難な場合は、本特記仕様書2.6-3「材料調達に伴う変更」により取り扱うものとする。															
構造物掘削 特殊部B	竹割り土留め工を用いて掘削する以下の作業 1) 鬼光頭川橋P 1 橋脚部における施工基面までの地盤の掘削 2) 掘削箇所の水替え 3) 鬼光頭川橋A 1 橋台部における裏込め、埋戻しを行い、余剰土においては本線外盛土場⑥への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節等、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。裏込めは、土工施工管理要領に従って裏込め材料基準に適合している事を確認し、施工するものとする。															
	<p>(2) 施工</p> <p>本線外盛土場における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。</p> <p>その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。</p> <p>1) 掘削において、1～2台程度の通常のポンプ排水で処理することができない著しい湧水等により特別な排水施設の必要があると認められ監督員が工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p>		<p>(2) 施工</p> <p>本線外盛土場における盛土管理は下部路体相当仕上げとする。</p> <p>その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。</p> <p>1) 掘削において、1～2台程度の通常のポンプ排水で処理することができない著しい湧水等により特別な排水施設の必要があると認められ監督員が工法等の変更を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これに要する費用については、監督員と受注者とで協議して定めるものとする。</p>													

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前		訂正後																			
特記仕様書 (50頁) 24-25. 撤去工 (2) 種別	<p>(2) 種別 撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去工 鋼材</td> <td>I期線の既設避難坑、既設避難連絡坑及び東側坑口付近の鋼材の撤去、<b>処分</b>            • 鋼製ロックボルト            • 鋼アーチ支保工            • ライナープレート・H鋼            • 立入防止柵及び、立入防止網            • 避難坑扉            • 防護柵（ガードレール）</td> </tr> <tr> <td>撤去工 混合廃棄物（安定型）</td> <td>I期線の既設避難坑の混合廃棄物（安定型）の撤去、処分            • ファイバーロックボルト            • ライナープレートと吹付コンクリートの間に充填されたウレタン</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工 撤去工の施工は、監督員の指示に従って撤去し、処分を行うものをいう。</p> <p>(4) 数量の検測 撤去工の数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。</p> <p>(5) 支払 撤去工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、撤去、積込、運搬、処分等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (2) 撤去工 鋼材 混合廃棄物（安定型）</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	撤去工 鋼材	I期線の既設避難坑、既設避難連絡坑及び東側坑口付近の鋼材の撤去、 <b>処分</b> • 鋼製ロックボルト • 鋼アーチ支保工 • ライナープレート・H鋼 • 立入防止柵及び、立入防止網 • 避難坑扉 • 防護柵（ガードレール）	撤去工 混合廃棄物（安定型）	I期線の既設避難坑の混合廃棄物（安定型）の撤去、処分 • ファイバーロックボルト • ライナープレートと吹付コンクリートの間に充填されたウレタン	単価表の項目	検測の単位	特- (2) 撤去工 鋼材 混合廃棄物（安定型）	t	<p>(2) 種別 撤去工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去工 鋼材</td> <td>I期線の既設避難坑、既設避難連絡坑及び東側坑口付近の鋼材の撤去、<b>坑外仮置き場②までの運搬</b>            • 鋼製ロックボルト            • 鋼アーチ支保工            • ライナープレート・H鋼            • 立入防止柵及び、立入防止網            • 避難坑扉            • 防護柵（ガードレール）</td> </tr> <tr> <td>撤去工 混合廃棄物（安定型）</td> <td>I期線の既設避難坑の混合廃棄物（安定型）の撤去、処分            • ファイバーロックボルト            • ライナープレートと吹付コンクリートの間に充填されたウレタン  <b>坑外仮置き場②まで運搬した鋼材の処分については、別途監督員と協議し定めるものとする。</b></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 施工 撤去工の施工は、監督員の指示に従って撤去し、<b>運搬及び</b>処分を行うものをいう。</p> <p>(4) 数量の検測 撤去工の数量の検測は、設計数量（t）で行うものとする。</p> <p>(5) 支払 撤去工の支払は、前項の規定により検測された数量に対し、1t当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、撤去、積込、運搬、処分等撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成させるために必要な費用で諸経費を除くすべての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (2) 撤去工 鋼材 混合廃棄物（安定型）</td> <td>t</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	撤去工 鋼材	I期線の既設避難坑、既設避難連絡坑及び東側坑口付近の鋼材の撤去、 <b>坑外仮置き場②までの運搬</b> • 鋼製ロックボルト • 鋼アーチ支保工 • ライナープレート・H鋼 • 立入防止柵及び、立入防止網 • 避難坑扉 • 防護柵（ガードレール）	撤去工 混合廃棄物（安定型）	I期線の既設避難坑の混合廃棄物（安定型）の撤去、処分 • ファイバーロックボルト • ライナープレートと吹付コンクリートの間に充填されたウレタン <b>坑外仮置き場②まで運搬した鋼材の処分については、別途監督員と協議し定めるものとする。</b>	単価表の項目	検測の単位	特- (2) 撤去工 鋼材 混合廃棄物（安定型）	t
単価表の項目	区分内容																					
撤去工 鋼材	I期線の既設避難坑、既設避難連絡坑及び東側坑口付近の鋼材の撤去、 <b>処分</b> • 鋼製ロックボルト • 鋼アーチ支保工 • ライナープレート・H鋼 • 立入防止柵及び、立入防止網 • 避難坑扉 • 防護柵（ガードレール）																					
撤去工 混合廃棄物（安定型）	I期線の既設避難坑の混合廃棄物（安定型）の撤去、処分 • ファイバーロックボルト • ライナープレートと吹付コンクリートの間に充填されたウレタン																					
単価表の項目	検測の単位																					
特- (2) 撤去工 鋼材 混合廃棄物（安定型）	t																					
単価表の項目	区分内容																					
撤去工 鋼材	I期線の既設避難坑、既設避難連絡坑及び東側坑口付近の鋼材の撤去、 <b>坑外仮置き場②までの運搬</b> • 鋼製ロックボルト • 鋼アーチ支保工 • ライナープレート・H鋼 • 立入防止柵及び、立入防止網 • 避難坑扉 • 防護柵（ガードレール）																					
撤去工 混合廃棄物（安定型）	I期線の既設避難坑の混合廃棄物（安定型）の撤去、処分 • ファイバーロックボルト • ライナープレートと吹付コンクリートの間に充填されたウレタン <b>坑外仮置き場②まで運搬した鋼材の処分については、別途監督員と協議し定めるものとする。</b>																					
単価表の項目	検測の単位																					
特- (2) 撤去工 鋼材 混合廃棄物（安定型）	t																					
24-26 ずり選別工 (1) 定義	<p>ずり選別工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、トンネルずりに混在している土砂以外の既設避難坑の鋼材及び混合廃棄物（安定型）、坑外仮置き場にて選別することをいう。また選別作業により発生する混合廃棄物（安定型）の処理については、共通仕様書1-28によるものとする。</p>	<p>24-26 ずり選別工 (1) 定義 ずり選別工とは、設計図書及び監督員の指示に従って、トンネルずりに混在している土砂以外の既設避難坑の鋼材及び混合廃棄物（安定型）、坑外仮置き場にて選別することをいう。また選別作業により発生する混合廃棄物（安定型）の処理については、共通仕様書1-28によるものとする。</p>																				
	50	50																				

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																								
特記仕様書 (52 頁) 24-29. 工事用 仮橋撤去工 (1) 定 義	<p>(5) 支払</p> <p>安全通路整備工の支払は前項の規定に従って検測した数量に対して1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う基面の整形、コンクリートの打ち込み、仕上げ、目地材及びインパート施工部における取り壊し、処分、再施工等安全通路整備工に必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;"><u>単価表の項目</u></th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;"><u>検測の単位</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (4) 安全通路整備工</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全通路A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-28 トンネル覆工番号板</p> <p>(1) 定義</p> <p>トンネル覆工番号板とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル覆工コンクリートの施工継ぎ目ごとに管理用の覆工番号板を設置することをいう。</p> <p>(2) 材料および施工</p> <p>トンネル覆工番号板の材質はアクリル板 (<math>t = 2\text{ mm}</math>) とし、寸法は縦50mm、横80mmとする。また下地は白、文字は黒でラッカーアクリル、字体は丸ゴシック体とする。設置個所は、起点側から1番とし、覆工コンクリート1ブロックに1枚設置する。</p> <p>(3) 数量の検測</p> <p>トンネル覆工番号板の数量の検測は、設計数量(枚)で行うものとする。</p> <p>(4) 支払</p> <p>トンネル覆工番号板の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うトンネル覆工番号板の制作、設置等トンネル覆工番号板に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;"><u>単価表の項目</u></th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;"><u>検測の単位</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (5) トンネル覆工番号板</td> <td style="text-align: center;">枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">覆工番号板A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>24-29 工事用仮橋撤去工</p> <p>(1) 定義</p> <p>工事用仮橋撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って工事用仮橋の撤去・運搬・スクラップ処理を行うものをいう。</p>	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>	特一 (4) 安全通路整備工	m	安全通路A		<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>	特一 (5) トンネル覆工番号板	枚	覆工番号板A		<p>(5) 支払</p> <p>安全通路整備工の支払は前項の規定に従って検測した数量に対して1m当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には設計図書及び監督員の指示に従って行う基面の整形、コンクリートの打ち込み、仕上げ、目地材及びインパート施工部における取り壊し、処分、再施工等安全通路整備工に必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;"><u>単価表の項目</u></th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;"><u>検測の単位</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (4) 安全通路整備工</td> <td style="text-align: center;">m</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">安全通路A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>25-28 トンネル覆工番号板</p> <p>(1) 定義</p> <p>トンネル覆工番号板とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル覆工コンクリートの施工継ぎ目ごとに管理用の覆工番号板を設置することをいう。</p> <p>(2) 材料および施工</p> <p>トンネル覆工番号板の材質はアクリル板 (<math>t = 2\text{ mm}</math>) とし、寸法は縦50mm、横80mmとする。また下地は白、文字は黒でラッカーアクリル、字体は丸ゴシック体とする。設置個所は、起点側から1番とし、覆工コンクリート1ブロックに1枚設置する。</p> <p>(3) 数量の検測</p> <p>トンネル覆工番号板の数量の検測は、設計数量(枚)で行うものとする。</p> <p>(4) 支払</p> <p>トンネル覆工番号板の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1枚当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行うトンネル覆工番号板の制作、設置等トンネル覆工番号板に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;"><u>単価表の項目</u></th> <th style="text-align: center; padding-bottom: 5px;"><u>検測の単位</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特一 (5) トンネル覆工番号板</td> <td style="text-align: center;">枚</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">覆工番号板A</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>24-29 工事用仮橋撤去工</p> <p>(1) 定義</p> <p>工事用仮橋撤去工とは、設計図書及び監督員の指示に従って工事用仮橋の撤去・運搬を行いうものとす。</p>	<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>	特一 (4) 安全通路整備工	m	安全通路A		<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>	特一 (5) トンネル覆工番号板	枚	覆工番号板A	
<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>																									
特一 (4) 安全通路整備工	m																									
安全通路A																										
<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>																									
特一 (5) トンネル覆工番号板	枚																									
覆工番号板A																										
<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>																									
特一 (4) 安全通路整備工	m																									
安全通路A																										
<u>単価表の項目</u>	<u>検測の単位</u>																									
特一 (5) トンネル覆工番号板	枚																									
覆工番号板A																										

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前			訂正後		
特記仕様書 (53頁) 24-29. 工事用仮橋撤去工 (2) 施工及び発生材の処理	(2) 施工及び発生材の処理 工事用仮橋撤去における施工及び発生材の処理方法は次のとおりとする。	単価表の項目	区分内容	備考	単価表の項目	区分内容
	工事用仮橋撤去工 A 設計図面に示す仮橋撤去工に伴う次の作業 1) 上部工の撤去、撤去資材の積込、 <b>処分場への運搬</b> 、 <b>荷下ろし</b> 、 <b>スクラップ処理</b> 2) 下部工の撤去、撤去資材の積込、 <b>処分場への運搬</b> 、 <b>荷下ろし</b> 、 <b>スクラップ処理</b> 3) 高速道路用地内の基礎ぐいの地表面高さより0.5m以下での切断、撤去、撤去資材の積込、 <b>処分場への運搬</b> 、 <b>荷下ろし</b> 、 <b>スクラップ処理</b> 4) 高速道路用地外の基礎ぐいの引抜き、砂充填、埋戻し、撤去資材の積込、 <b>処分場への運搬</b> 、 <b>荷下ろし</b> 、 <b>スクラップ処理</b>			スクラップ対象、ボルト・ナットを含む	工事用仮橋撤去工 A 設計図面に示す仮橋撤去工に伴う次の作業 1) 上部工の撤去、撤去資材の積込、 <b>坑外仮置き場②までの運搬</b> 2) 下部工の撤去、撤去資材の積込、 <b>坑外仮置き場②までの運搬</b> 3) 高速道路用地内の基礎ぐいの地表面高さより0.5m以下での切断、撤去、撤去資材の積込、 <b>坑外仮置き場②までの運搬</b> 4) 高速道路用地外の基礎ぐいの引抜き、砂充填、埋戻し、撤去資材の積込、 <b>坑外仮置き場②までの運搬</b> <b>坑外仮置き場②まで運搬</b> した発生材の処分については、別途監督員と協議し定めるものとする。	スクラップ対象、ボルト・ナットを含む
	(3) 数量の検測 工事用仮橋撤去工の数量の検測は、設計数量(式)で行うものとする。			(3) 数量の検測 工事用仮橋撤去工の数量の検測は、設計数量(式)で行うものとする。		
	(4) 支払 工事用仮橋撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された工事用仮橋撤去工に対し、一式当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、工事用仮橋撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。	単価表の項目 特一 (6) 工事用仮橋撤去工 A	検測の単位 式	単価表の項目 特一 (6) 工事用仮橋撤去工 A	検測の単位 式	(4) 支払 工事用仮橋撤去工の支払は、前項の規定に従って検測された工事用仮橋撤去工に対し、一式当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、工事用仮橋撤去工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるものと除くすべての費用を含むものとする。
	24-30 工事用道路撤去復旧工 (1) 定義 工事用道路撤去復旧工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル工事完了後に工事用道路を撤去し、原形復旧を行うものをいう。			24-30 工事用道路撤去復旧工 (1) 定義 工事用道路撤去復旧工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル工事完了後に工事用道路を撤去し、原形復旧を行うものをいう。		

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前			訂正後		
特記仕様書 (54 頁) 24-30. 工事用 道路撤去復旧工 (2) 種別	(2) 種別 単価表の項目の種別は、次のとおりとする。	単価表の項目	区分内容	備考	単価表の項目	区分内容
		工事用道路撤去復旧工 A	1) 安座川橋A 1側工事用道路のアスファルト舗装版の取壊し、処分場への運搬、処分、盛土の掘削、積込み及び本線外盛土場④への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。 2) コンクリート版 ( $t = 10\text{ cm}$ ) の復旧		工事用道路撤去復旧工 A	1) 安座川橋A 1側工事用道路のアスファルト舗装版の取壊し、処分場への運搬、処分、盛土の掘削、積込み及び本線外盛土場④への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。 2) コンクリート版 ( $t = 10\text{ cm}$ ) の復旧 3) 撤去により発生した鋼材は、坑外仮置き場②まで運搬するものとし、処分については別途監督員と協議し定めるものとする。
		工事用道路撤去復旧工 B	1) 安座川橋A 2側工事用道路のアスファルト舗装版の取壊し、処分場への運搬、処分、盛土の掘削、積込み及び本線外盛土場④への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。 2) 坑外仮置き場①における存置の耕土の工事用道路復旧箇所への運搬、敷均し及び坑外仮置き場①の復旧 3) 坑外仮置き場①の耕土による塩喰地区圃場の畦畔等の復旧整備 4) コンクリート版 ( $t = 10\text{ cm}$ ) の復旧		工事用道路撤去復旧工 B	1) 安座川橋A 2側工事用道路のアスファルト舗装版の取壊し、処分場への運搬、処分、盛土の掘削、積込み及び本線外盛土場④への運搬、敷均し、締固め、整形及び含水量の調節、本線外盛土場における盛土管理を行うもの。 2) 坑外仮置き場①における存置の耕土の工事用道路復旧箇所への運搬、敷均し及び坑外仮置き場①の復旧 3) 坑外仮置き場①の耕土による塩喰地区圃場の畦畔等の復旧整備 4) コンクリート版 ( $t = 10\text{ cm}$ ) の復旧 5) 撤去により発生した鋼材は、坑外仮置き場②まで運搬するものとし、処分については別途監督員と協議し定めるものとする。
	盛土管理については、下部路体相当仕上げとする。その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。			盛土管理については、下部路体相当仕上げとする。その施工層厚及び施工管理の基準は「土工施工管理要領」に示す基準に拠らなければならない。		
	(3) 材料 コンクリート版に使用する材料は、共通仕様書8-2-4の規定を適用するものとする。			(3) 材料 コンクリート版に使用する材料は、共通仕様書8-2-4の規定を適用するものとする。		
	(4) 施工 コンクリート版の表面仕上げは、共通仕様書13-6-7の規定を適用するものとし、ほうき目仕上げとする。			(4) 施工 コンクリート版の表面仕上げは、共通仕様書13-6-7の規定を適用するものとし、ほうき目仕上げとする。		
	(5) 数量の検測 工事用道路撤去復旧工の数量の検測は、設計数量(式)で行うものとする。			(5) 数量の検測 工事用道路撤去復旧工の数量の検測は、設計数量(式)で行うものとする。		
	(6) 支払 工事用道路撤去復旧工の支払は、前項の規定に従って検測された工事用道路撤去復旧工に対し、一式当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、工事用道路撤去復旧工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。			(6) 支払 工事用道路撤去復旧工の支払は、前項の規定に従って検測された工事用道路撤去復旧工に対し、一式当りの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、工事用道路撤去復旧工の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で、諸経費に含まれるもの除去すべての費用を含むものとする。		
	単価表の項目 特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	検測の単位 A B	式 式			
				54	54	

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																																																																							
<p>特記仕様書 (55 頁) 24-31. 工事用作業構台 (2) 種別</p> <p>工事用作業構台とは、設計図書及び監督員の指示に従って工事用作業構台を設置し、工事完了後存置または撤去するものをいう。</p> <p>(2) 種別</p> <p>工事用作業構台の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用作業構台 上部工A 設置</td> <td>鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B 設置</td> <td>龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工A 設置</td> <td>鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B 設置</td> <td>龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。接続時における掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場⑥における盛土管理を行うもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいA 設置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB 設置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B 存置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B 存置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB 存置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B 撤去</td> <td>下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び処分するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B 撤去</td> <td>下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び処分するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去</td> <td>下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式バイブロハンマにて引抜きを行い、撤去及び処分するもの。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	備考	工事用作業構台 上部工A 設置	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。		工事用作業構台 上部工B 設置	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。		工事用作業構台 下部工A 設置	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの		工事用作業構台 下部工B 設置	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。接続時における掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場⑥における盛土管理を行うもの。		工事用作業構台 基礎ぐいA 設置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。		工事用作業構台 基礎ぐいB 設置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。		工事用作業構台 上部工B 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。		工事用作業構台 下部工B 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。		工事用作業構台 基礎ぐいB 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。		工事用作業構台 上部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び処分するもの。		工事用作業構台 下部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び処分するもの。		工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去	下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式バイブロハンマにて引抜きを行い、撤去及び処分するもの。		<p>24-31 工事用作業構台 (1) 定義</p> <p>工事用作業構台とは、設計図書及び監督員の指示に従って工事用作業構台を設置し、工事完了後存置または撤去するものをいう。</p> <p>(2) 種別</p> <p>工事用作業構台の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工 A</td> <td>鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工 B</td> <td>龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工</td> <td>鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工</td> <td>龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特一 (7) 工事用道路撤去復旧工</td> <td>下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	備考	特一 (7) 工事用道路撤去復旧工 A	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工 B	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。		特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。	
単価表の項目	区分内容	備考																																																																							
工事用作業構台 上部工A 設置	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。																																																																								
工事用作業構台 上部工B 設置	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。																																																																								
工事用作業構台 下部工A 設置	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの																																																																								
工事用作業構台 下部工B 設置	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。接続時における掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場⑥における盛土管理を行うもの。																																																																								
工事用作業構台 基礎ぐいA 設置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。																																																																								
工事用作業構台 基礎ぐいB 設置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。																																																																								
工事用作業構台 上部工B 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。																																																																								
工事用作業構台 下部工B 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。																																																																								
工事用作業構台 基礎ぐいB 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。																																																																								
工事用作業構台 上部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び処分するもの。																																																																								
工事用作業構台 下部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び処分するもの。																																																																								
工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去	下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式バイブロハンマにて引抜きを行い、撤去及び処分するもの。																																																																								
単価表の項目	区分内容	備考																																																																							
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工 A	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工 B	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。																																																																								
特一 (7) 工事用道路撤去復旧工	下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。																																																																								

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																																																																																	
特記仕様書 (55頁) 24-31. 工事用作業構台 (2) 種別	<p>24-31. 工事用作業構台 (1) 定義 工事用作業構台とは、設計図書及び監督員の指示に従って工事用作業構台を設置し、工事完了後存置または撤去するものをいう。 (2) 種別 工事用作業構台の単価表の項目の種別は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用作業構台 上部工A 設置</td> <td>鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B 設置</td> <td>龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工A 設置</td> <td>鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B 設置</td> <td>龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。接続時における掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場⑥における盛土管理を行うもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいA 設置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB 設置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B 存置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B 存置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB 存置</td> <td>鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B 撤去</td> <td>下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び処分するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B 撤去</td> <td>下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び処分するもの。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去</td> <td>下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式パイプロハンマにて引抜きを行い、撤去及び処分するもの。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	備考	工事用作業構台 上部工A 設置	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。		工事用作業構台 上部工B 設置	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。		工事用作業構台 下部工A 設置	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。		工事用作業構台 下部工B 設置	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。接続時における掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場⑥における盛土管理を行うもの。		工事用作業構台 基礎ぐいA 設置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。		工事用作業構台 基礎ぐいB 設置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。		工事用作業構台 上部工B 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。		工事用作業構台 下部工B 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。		工事用作業構台 基礎ぐいB 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。		工事用作業構台 上部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び処分するもの。		工事用作業構台 下部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び処分するもの。		工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去	下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式パイプロハンマにて引抜きを行い、撤去及び処分するもの。		<table border="1"> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B 撤去</td> <td>下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去</td> <td>下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式パイプロハンマにて引抜きを行い、撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。</td> </tr> </table> <p>(3) 施工 1) 工事用仮橋の施工にあたっては、既存構造物や周辺河川などに損傷を与えないように施工しなければならない。 2) 杭橋脚の施工においては、設計図書及び監督員の指示に従い行うものとするが、監督員が必要と認めて施工方法を変更した場合については、その指示に従うものとし、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。 3) 坑外仮置き場②まで運搬した発生材の処分については、別途監督員と協議し定めるものとする。 (4) 工事用作業構台の設置・撤去時期及び存置期間 工事用作業構台の設置・撤去時期及び存置期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設置時期</th> <th>存置期間</th> <th>撤去時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用作業構台 上部工A</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工A</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいA</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、受注者の責によらず、工事用作業構台の存置期間に変更が生じた場合は、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>なお、上記における存置期間とは、当該工事用作業構台の設置開始から撤去完了までの期間をいう。</p> <p>(5) 仮設材 工事用作業構台に使用する仮設材は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>材料規格等</th> <th>材料区分</th> <th>調達地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用作業構台 上部工A</td> <td>覆工板 H形鋼 形鋼 プレート</td> <td>購入材 (中古品)</td> <td>福島県</td> <td>別途工事で撤去</td> </tr> </tbody> </table>	工事用作業構台 下部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。	工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去	下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式パイプロハンマにて引抜きを行い、撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。	単価表の項目	設置時期	存置期間	撤去時期	工事用作業構台 上部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 下部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 基礎ぐいA	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 上部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	工事用作業構台 下部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	工事用作業構台 基礎ぐいB	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	備考	工事用作業構台 上部工A	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去
単価表の項目	区分内容	備考																																																																																	
工事用作業構台 上部工A 設置	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台上部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。																																																																																		
工事用作業構台 上部工B 設置	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台上部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。																																																																																		
工事用作業構台 下部工A 設置	鬼光頭川A1橋台及びP1橋脚部の作業構台下部工を設置し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。																																																																																		
工事用作業構台 下部工B 設置	龍ヶ嶽トンネル西側坑口部の避難通路用作業構台及び鬼光頭川橋A1橋台、P1橋脚部の下部工施工のための作業構台下部工の設置及び既設避難坑への接続を行うもの。接続時における掘削土は、本線外盛土場⑥へ運搬、敷均し、締固め、整形、含水量の調節等、本線外盛土場⑥における盛土管理を行うもの。																																																																																		
工事用作業構台 基礎ぐいA 設置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設し、設置完了後上部工工事に引き渡すもの。																																																																																		
工事用作業構台 基礎ぐいB 設置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいをダウンザホールハンマ工法にて打設するもの。																																																																																		
工事用作業構台 上部工B 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の上部工施工のための作業構台上部工の設置期間中の供用日損料をいう。																																																																																		
工事用作業構台 下部工B 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚の下部工施工のための作業構台下部工の設置期間中の供用日損料をいう。																																																																																		
工事用作業構台 基礎ぐいB 存置	鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいの設置期間中の供用日損料をいう。																																																																																		
工事用作業構台 上部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台上部工を撤去及び処分するもの。																																																																																		
工事用作業構台 下部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び処分するもの。																																																																																		
工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去	下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式パイプロハンマにて引抜きを行い、撤去及び処分するもの。																																																																																		
工事用作業構台 下部工B 撤去	下部工工事完了後、作業構台下部工を撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。																																																																																		
工事用作業構台 基礎ぐいB 撤去	下部工工事完了後、鬼光頭川橋A1橋台及びP1橋脚を施工するための作業構台の基礎ぐいを電動式パイプロハンマにて引抜きを行い、撤去及び坑外仮置き場②までの運搬を行うもの。																																																																																		
単価表の項目	設置時期	存置期間	撤去時期																																																																																
工事用作業構台 上部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																
工事用作業構台 下部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																
工事用作業構台 基礎ぐいA	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																
工事用作業構台 上部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																
工事用作業構台 下部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																
工事用作業構台 基礎ぐいB	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																
単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	備考																																																																															
工事用作業構台 上部工A	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去																																																																															

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																																																																																																
<p>特記仕様書 (56 頁) 24-31. 工事用 作業構台 (2) 種別</p> <p>(3) 施工</p> <p>1) 工事用仮橋の施工にあたっては、既存構造物や周辺河川などに損傷を与えないように施工しなければならない。</p> <p>2) 杭橋脚の施工においては、設計図書及び監督員の指示に従い行うものとするが、監督員が必要と認めて施工方法を変更した場合については、その指示に従うものとし、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 工事用作業構台の設置・撤去時期及び存置期間</p> <p>工事用作業構台の設置・撤去時期及び存置期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設置時期</th> <th>存置期間</th> <th>撤去時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用作業構台 上部工A</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工A</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいA</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、受注者の責によらず、工事用作業構台の存置期間に変更が生じた場合は、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>なお、上記における存置期間とは、当該工事用作業構台の設置開始から撤去完了までの期間をいう。</p> <p>(5) 仮設材</p> <p>工事用作業構台に使用する仮設材は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>材料規格等</th> <th>材料区分</th> <th>調達地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用作業構台 上部工A</td> <td>覆工板 H形鋼 形鋼 プレート</td> <td>購入材 (中古品)</td> <td>福島県</td> <td>別途工事で撤去</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B</td> <td>覆工板 H形鋼 形鋼 プレート</td> <td>リース品</td> <td>福島県</td> <td>本工事で撤去</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工A</td> <td>H形鋼 形鋼 プレート</td> <td>購入材 (中古品)</td> <td>福島県</td> <td>別途工事で撤去</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	設置時期	存置期間	撤去時期	工事用作業構台 上部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 下部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 基礎ぐいA	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 上部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	工事用作業構台 下部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	工事用作業構台 基礎ぐいB	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	備考	工事用作業構台 上部工A	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去	工事用作業構台 上部工B	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	リース品	福島県	本工事で撤去	工事用作業構台 下部工A	H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去	<p>(3) 施工</p> <p>1) 工事用仮橋の施工にあたっては、既存構造物や周辺河川などに損傷を与えないように施工しなければならない。</p> <p>2) 杭橋脚の施工においては、設計図書及び監督員の指示に従い行うものとするが、監督員が必要と認めて施工方法を変更した場合については、その指示に従うものとし、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>3) 坑外仮置き場②まで運搬した発生材の処分については、別途監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>(4) 工事用作業構台の設置・撤去時期及び存置期間</p> <p>工事用作業構台の設置・撤去時期及び存置期間は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>設置時期</th> <th>存置期間</th> <th>撤去時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用作業構台 上部工A</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工A</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいA</td> <td>令和7年3月末</td> <td>—</td> <td>(別途工事で撤去)</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工B</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 基礎ぐいB</td> <td>令和7年3月末</td> <td>令和9年3月末</td> <td>鬼光頭川橋下部工施工完了後</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、受注者の責によらず、工事用作業構台の存置期間に変更が生じた場合は、これに要する費用について監督員と協議し定めるものとする。</p> <p>なお、上記における存置期間とは、当該工事用作業構台の設置開始から撤去完了までの期間をいう。</p> <p>(5) 仮設材</p> <p>工事用作業構台に使用する仮設材は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>材料規格等</th> <th>材料区分</th> <th>調達地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用作業構台 上部工A</td> <td>覆工板 H形鋼 形鋼 プレート</td> <td>購入材 (中古品)</td> <td>福島県</td> <td>別途工事で撤去</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 上部工B</td> <td>覆工板 H形鋼 形鋼 プレート</td> <td>リース品</td> <td>福島県</td> <td>本工事で撤去</td> </tr> <tr> <td>工事用作業構台 下部工A</td> <td>H形鋼 形鋼 プレート</td> <td>購入材 (中古品)</td> <td>福島県</td> <td>別途工事で撤去</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	設置時期	存置期間	撤去時期	工事用作業構台 上部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 下部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 基礎ぐいA	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)	工事用作業構台 上部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	工事用作業構台 下部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	工事用作業構台 基礎ぐいB	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後	単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	備考	工事用作業構台 上部工A	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去	工事用作業構台 上部工B	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	リース品	福島県	本工事で撤去	工事用作業構台 下部工A	H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去	<p>56</p>
単価表の項目	設置時期	存置期間	撤去時期																																																																																															
工事用作業構台 上部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																															
工事用作業構台 下部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																															
工事用作業構台 基礎ぐいA	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																															
工事用作業構台 上部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																															
工事用作業構台 下部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																															
工事用作業構台 基礎ぐいB	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																															
単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	備考																																																																																														
工事用作業構台 上部工A	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去																																																																																														
工事用作業構台 上部工B	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	リース品	福島県	本工事で撤去																																																																																														
工事用作業構台 下部工A	H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去																																																																																														
単価表の項目	設置時期	存置期間	撤去時期																																																																																															
工事用作業構台 上部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																															
工事用作業構台 下部工A	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																															
工事用作業構台 基礎ぐいA	令和7年3月末	—	(別途工事で撤去)																																																																																															
工事用作業構台 上部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																															
工事用作業構台 下部工B	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																															
工事用作業構台 基礎ぐいB	令和7年3月末	令和9年3月末	鬼光頭川橋下部工施工完了後																																																																																															
単価表の項目	材料規格等	材料区分	調達地域	備考																																																																																														
工事用作業構台 上部工A	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去																																																																																														
工事用作業構台 上部工B	覆工板 H形鋼 形鋼 プレート	リース品	福島県	本工事で撤去																																																																																														
工事用作業構台 下部工A	H形鋼 形鋼 プレート	購入材 (中古品)	福島県	別途工事で撤去																																																																																														

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																																																																																														
特記仕様書（66 頁） 24-37. 調査ボーリング工（3）種別	<p>単価表の項目 特一（13） 布製型枠工 A 檜</p> <p>検測の単位 m<sup>2</sup></p> <p>24-37 調査ボーリング工</p> <p>（1）定義 調査ボーリング工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル掘削に先行し、ロータリーア式ボーリング機械により、土質調査や地質状況の確認を行うために、コア採取を実施し、化学分析試験を実施するものをいう。なお、調査ボーリング工の実施については専門業者に委託することを義務付けるものである。</p> <p>（2）適用仕様書 調査ボーリング工は、「調査等共通仕様書（東日本高速道路㈱）、（令和5年7月）」によるものとする。それによりがたい場合は別途監督員と協議し指示に従うものとする。</p> <p>（3）種別 調査ボーリング工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査ボーリング工 先進ボーリング</td> <td>龍ヶ嶽トンネル S T A. 7 5 8 + 5 7 ~ ~ S T A. 7 9 5 + 3 0</td> <td>オールコア3673m ノンコア (20m/回×184回) 水平ボーリング</td> </tr> <tr> <td>調査ボーリング工 詳細分析試験A</td> <td>平成14年環境省告示第18号 (平成15年3月6日) 及び、 第19号(平成15年3月6日)に 定める方法に準拠して実施する試験</td> <td>本調査ボーリングコアより試料 採取したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）岩の種別 調査坑ボーリング工を実施する岩種及び延長は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>岩の種別</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進ボーリングA</td> <td>風化緑色凝灰岩 (D H級)</td> <td>56.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングB</td> <td>緑色凝灰岩 (C L級)</td> <td>503.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングC</td> <td>緑色凝灰岩 (C M級)</td> <td>1384.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングD</td> <td>緑色凝灰岩 変質帶1(C L級)、変質帶7(C L級)</td> <td>371.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングE</td> <td>緑色凝灰岩 变質帶2(D H級)</td> <td>80.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングF</td> <td>白色凝灰岩 变質帶3 (C L級)、变質帶5 (C L級)</td> <td>324.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングG</td> <td>緑色凝灰岩 变質帶4 (C L級)、变質帶6 (C L級)、变質帶8 (C L級)、变質帶9 (C L級)</td> <td>705.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングH</td> <td>緑色凝灰岩 (C M級) (玄武岩の貫入あり)</td> <td>232.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	備考	調査ボーリング工 先進ボーリング	龍ヶ嶽トンネル S T A. 7 5 8 + 5 7 ~ ~ S T A. 7 9 5 + 3 0	オールコア3673m ノンコア (20m/回×184回) 水平ボーリング	調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号 (平成15年3月6日) 及び、 第19号(平成15年3月6日)に 定める方法に準拠して実施する試験	本調査ボーリングコアより試料 採取したもの	単価表の項目	岩の種別	延長(m)	備考	先進ボーリングA	風化緑色凝灰岩 (D H級)	56.0		先進ボーリングB	緑色凝灰岩 (C L級)	503.0		先進ボーリングC	緑色凝灰岩 (C M級)	1384.0		先進ボーリングD	緑色凝灰岩 変質帶1(C L級)、変質帶7(C L級)	371.0		先進ボーリングE	緑色凝灰岩 变質帶2(D H級)	80.0		先進ボーリングF	白色凝灰岩 变質帶3 (C L級)、变質帶5 (C L級)	324.0		先進ボーリングG	緑色凝灰岩 变質帶4 (C L級)、变質帶6 (C L級)、变質帶8 (C L級)、变質帶9 (C L級)	705.0		先進ボーリングH	緑色凝灰岩 (C M級) (玄武岩の貫入あり)	232.0		<p>単価表の項目 特一（13） 布製型枠工 A</p> <p>検測の単位 m<sup>2</sup></p> <p>24-37 調査ボーリング工</p> <p>（1）定義 調査ボーリング工とは、設計図書及び監督員の指示に従ってトンネル掘削に先行し、ロータリーア式ボーリング機械により、土質調査や地質状況の確認を行つるために、コア採取を実施し、化学分析試験を実施するものをいう。なお、調査ボーリング工の実施については専門業者に委託することを義務付けるものである。</p> <p>（2）適用仕様書 調査ボーリング工は、「調査等共通仕様書（東日本高速道路㈱）、（令和5年7月）」によるものとする。それによりがたい場合は別途監督員と協議し指示に従うものとする。</p> <p>（3）種別 調査ボーリング工の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>区分内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査ボーリング工 先進ボーリング</td> <td>龍ヶ嶽トンネル S T A. 7 5 8 + 5 7 ~ ~ S T A. 7 9 5 + 3 0</td> <td>オールコア3673m ノンコア (20m/回×36回) 水平ボーリング</td> </tr> <tr> <td>調査ボーリング工 詳細分析試験A</td> <td>平成14年環境省告示第18号 (平成15年3月6日) 及び、 第19号(平成15年3月6日)に 定める方法に準拠して実施する試験</td> <td>本調査ボーリングコアより試料 採取したもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>（4）岩の種別 調査ボーリング工を実施する岩種及び延長は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>岩の種別</th> <th>延長(m)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>先進ボーリングA</td> <td>風化緑色凝灰岩 (D H級)</td> <td>56.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングB</td> <td>緑色凝灰岩 (C L級)</td> <td>503.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングC</td> <td>緑色凝灰岩 (C M級)</td> <td>1384.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングD</td> <td>緑色凝灰岩 変質帶1(C L級)、変質帶7(C L級)</td> <td>371.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングE</td> <td>緑色凝灰岩 变質帶2(D H級)</td> <td>80.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングF</td> <td>白色凝灰岩 变質帶3 (C L級)、变質帶5 (C L級)</td> <td>324.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングG</td> <td>緑色凝灰岩 变質帶4 (C L級)、变質帶6 (C L級)、变質帶8 (C L級)、变質帶9 (C L級)</td> <td>705.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングH</td> <td>緑色凝灰岩 (C M級) (玄武岩の貫入あり)</td> <td>232.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリング I</td> <td>(弱風化) 緑色凝灰岩 (C L級)</td> <td>18.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	区分内容	備考	調査ボーリング工 先進ボーリング	龍ヶ嶽トンネル S T A. 7 5 8 + 5 7 ~ ~ S T A. 7 9 5 + 3 0	オールコア3673m ノンコア (20m/回×36回) 水平ボーリング	調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号 (平成15年3月6日) 及び、 第19号(平成15年3月6日)に 定める方法に準拠して実施する試験	本調査ボーリングコアより試料 採取したもの	単価表の項目	岩の種別	延長(m)	備考	先進ボーリングA	風化緑色凝灰岩 (D H級)	56.0		先進ボーリングB	緑色凝灰岩 (C L級)	503.0		先進ボーリングC	緑色凝灰岩 (C M級)	1384.0		先進ボーリングD	緑色凝灰岩 変質帶1(C L級)、変質帶7(C L級)	371.0		先進ボーリングE	緑色凝灰岩 变質帶2(D H級)	80.0		先進ボーリングF	白色凝灰岩 变質帶3 (C L級)、变質帶5 (C L級)	324.0		先進ボーリングG	緑色凝灰岩 变質帶4 (C L級)、变質帶6 (C L級)、变質帶8 (C L級)、变質帶9 (C L級)	705.0		先進ボーリングH	緑色凝灰岩 (C M級) (玄武岩の貫入あり)	232.0		先進ボーリング I	(弱風化) 緑色凝灰岩 (C L級)	18.0	
単価表の項目	区分内容	備考																																																																																														
調査ボーリング工 先進ボーリング	龍ヶ嶽トンネル S T A. 7 5 8 + 5 7 ~ ~ S T A. 7 9 5 + 3 0	オールコア3673m ノンコア (20m/回×184回) 水平ボーリング																																																																																														
調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号 (平成15年3月6日) 及び、 第19号(平成15年3月6日)に 定める方法に準拠して実施する試験	本調査ボーリングコアより試料 採取したもの																																																																																														
単価表の項目	岩の種別	延長(m)	備考																																																																																													
先進ボーリングA	風化緑色凝灰岩 (D H級)	56.0																																																																																														
先進ボーリングB	緑色凝灰岩 (C L級)	503.0																																																																																														
先進ボーリングC	緑色凝灰岩 (C M級)	1384.0																																																																																														
先進ボーリングD	緑色凝灰岩 変質帶1(C L級)、変質帶7(C L級)	371.0																																																																																														
先進ボーリングE	緑色凝灰岩 变質帶2(D H級)	80.0																																																																																														
先進ボーリングF	白色凝灰岩 变質帶3 (C L級)、变質帶5 (C L級)	324.0																																																																																														
先進ボーリングG	緑色凝灰岩 变質帶4 (C L級)、变質帶6 (C L級)、变質帶8 (C L級)、变質帶9 (C L級)	705.0																																																																																														
先進ボーリングH	緑色凝灰岩 (C M級) (玄武岩の貫入あり)	232.0																																																																																														
単価表の項目	区分内容	備考																																																																																														
調査ボーリング工 先進ボーリング	龍ヶ嶽トンネル S T A. 7 5 8 + 5 7 ~ ~ S T A. 7 9 5 + 3 0	オールコア3673m ノンコア (20m/回×36回) 水平ボーリング																																																																																														
調査ボーリング工 詳細分析試験A	平成14年環境省告示第18号 (平成15年3月6日) 及び、 第19号(平成15年3月6日)に 定める方法に準拠して実施する試験	本調査ボーリングコアより試料 採取したもの																																																																																														
単価表の項目	岩の種別	延長(m)	備考																																																																																													
先進ボーリングA	風化緑色凝灰岩 (D H級)	56.0																																																																																														
先進ボーリングB	緑色凝灰岩 (C L級)	503.0																																																																																														
先進ボーリングC	緑色凝灰岩 (C M級)	1384.0																																																																																														
先進ボーリングD	緑色凝灰岩 変質帶1(C L級)、変質帶7(C L級)	371.0																																																																																														
先進ボーリングE	緑色凝灰岩 变質帶2(D H級)	80.0																																																																																														
先進ボーリングF	白色凝灰岩 变質帶3 (C L級)、变質帶5 (C L級)	324.0																																																																																														
先進ボーリングG	緑色凝灰岩 变質帶4 (C L級)、变質帶6 (C L級)、变質帶8 (C L級)、变質帶9 (C L級)	705.0																																																																																														
先進ボーリングH	緑色凝灰岩 (C M級) (玄武岩の貫入あり)	232.0																																																																																														
先進ボーリング I	(弱風化) 緑色凝灰岩 (C L級)	18.0																																																																																														

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																																									
特記仕様書（67頁） 24-37. 調査ボーリング工 (5) 作業内容 (7) 分析項目及び測定方法	<table border="1"> <tr> <td>先進ボーリング I</td> <td>(弱風化) 緑色凝灰岩 (CL級)</td> <td>18.0</td> <td></td> </tr> </table> <p>(5) 作業内容</p> <p>1) 先進ボーリング工 調査ボーリング工の作業内容は、ロータリーパーカッション方式ワイヤーライン工法等により行うものとし、1施工当たり <b>100m程度</b> の削孔を基本とする。</p> <p>2) 施工間隔 先進ボーリング工の施工間隔は、詳細分析試験Aに必要な期間を考慮し、工事工程に影響が生じないよう、掘削範囲を重複させながら施工するものとする。 なお、重複させる掘削長については監督員と受注者とで協議し定めるものとし、重複して掘削した範囲については、そのうち一方をノンコアボーリングとして取り扱うものとする。</p> <p>(6) ボーリング結果の整理 ボーリングの掘進中に得られる情報について、監督員から要求があった場合は速やかに提出できるよう記録、保管するものとする。オールコアボーリング分のコアについては、写真にて記録を残したのちに、受注者にてトンネル入りとして搬出するものとする。</p> <p>(7) 分析項目及び測定方法 詳細分析試験Aの試験項目は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶出液作成</td> <td>溶出量試験を実施するための溶出液を作成するものを言う。</td> </tr> <tr> <td>溶出量試験 (鉛及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング試料を使用して鉛の溶出量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>含有量試験 (鉛及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング <b>資料</b>を使用して鉛の含有量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>溶出量試験 (砒素及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング試料を使用して砒素の溶出量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>含有量試験 (砒素及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング <b>資料</b>を使用して砒素の含有量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>溶出量試験 (ふつ素及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング試料を使用してふつ素の溶出量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>含有量試験 (ふつ素及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング <b>資料</b>を使用してふつ素の含有量試験を行うものを言う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、分析内容、試験項目の変更及び追加を指示する場合がある。これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする</p> <p>(8) 試験試料の採取及び調製は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ボーリングコアの試験試料の採取は、10mを1区画として2m毎に20cm程度のコアを採取したものを混合し1試料とする。</li> <li>2) 採取した試料は、酸化を防ぐために密封出来る容器もしくは袋に保存し、出来るだけ空気との接触を避けるようにするとともに即日試験箇所へ搬送するものとする。</li> <li>3) 採取は、構成地質に対し偏りが生じないようにするものとする。</li> <li>4) 採取した岩石は、試験に際し2mm以下に粉碎するものとする。</li> <li>5) 分析後、報告に要する期間は事前に監督員に報告するものとする。</li> </ol>	先進ボーリング I	(弱風化) 緑色凝灰岩 (CL級)	18.0		分析項目	内 容	溶出液作成	溶出量試験を実施するための溶出液を作成するものを言う。	溶出量試験 (鉛及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用して鉛の溶出量試験を行うものを言う。	含有量試験 (鉛及びその化合物)	調査ボーリング <b>資料</b> を使用して鉛の含有量試験を行うものを言う。	溶出量試験 (砒素及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用して砒素の溶出量試験を行うものを言う。	含有量試験 (砒素及びその化合物)	調査ボーリング <b>資料</b> を使用して砒素の含有量試験を行うものを言う。	溶出量試験 (ふつ素及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用してふつ素の溶出量試験を行うものを言う。	含有量試験 (ふつ素及びその化合物)	調査ボーリング <b>資料</b> を使用してふつ素の含有量試験を行うものを言う。	<table border="1"> <tr> <td>先進ボーリング I</td> <td>(弱風化) 緑色凝灰岩 (CL級)</td> <td>18.0</td> <td></td> </tr> </table> <p>(5) 作業内容</p> <p>1) 調査ボーリング工 調査ボーリング工の作業内容は、ロータリーパーカッション方式ワイヤーライン工法等により行うものとし、1施工当たり <b>120m程度</b> の削孔を基本とする。</p> <p>2) 施工間隔 調査ボーリング工の施工間隔は、詳細分析試験Aに必要な期間を考慮し、工事工程に影響が生じないよう、掘削範囲を重複させながら施工するものとする。 なお、重複させる掘削長については監督員と受注者とで協議し定めるものとし、重複して掘削した範囲については、そのうち一方をノンコアボーリングとして取り扱うものとする。</p> <p>(6) ボーリング結果の整理 ボーリングの掘進中に得られる情報について、監督員から要求があった場合は速やかに提出できるよう記録、保管するものとする。オールコアボーリング分のコアについては、写真にて記録を残したのちに、受注者にてトンネル入りとして搬出するものとする。</p> <p>(7) 分析項目及び測定方法 詳細分析試験Aの試験項目は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析項目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶出液作成</td> <td>溶出量試験を実施するための溶出液を作成するものを言う。</td> </tr> <tr> <td>溶出量試験 (鉛及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング試料を使用して鉛の溶出量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>含有量試験 (鉛及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング <b>試料</b>を使用して鉛の含有量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>溶出量試験 (砒素及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング試料を使用して砒素の溶出量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>含有量試験 (砒素及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング <b>試料</b>を使用して砒素の含有量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>溶出量試験 (ふつ素及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング試料を使用してふつ素の溶出量試験を行うものを言う。</td> </tr> <tr> <td>含有量試験 (ふつ素及びその化合物)</td> <td>調査ボーリング <b>試料</b>を使用してふつ素の含有量試験を行うものを言う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、分析内容、試験項目の変更及び追加を指示する場合がある。これに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする</p> <p>(8) 試験試料の採取及び調製は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ボーリングコアの試験試料の採取は、10mを1区画として2m毎に20cm程度のコアを採取したものを混合し1試料とする。</li> <li>2) 採取した試料は、酸化を防ぐために密封出来る容器もしくは袋に保存し、出来るだけ空気との接触を避けるようにするとともに即日試験箇所へ搬送するものとする。</li> <li>3) 採取は、構成地質に対し偏りが生じないようにするものとする。</li> <li>4) 採取した岩石は、試験に際し2mm以下に粉碎するものとする。</li> <li>5) 分析後、報告に要する期間は事前に監督員に報告するものとする。</li> </ol>	先進ボーリング I	(弱風化) 緑色凝灰岩 (CL級)	18.0		分析項目	内 容	溶出液作成	溶出量試験を実施するための溶出液を作成するものを言う。	溶出量試験 (鉛及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用して鉛の溶出量試験を行うものを言う。	含有量試験 (鉛及びその化合物)	調査ボーリング <b>試料</b> を使用して鉛の含有量試験を行うものを言う。	溶出量試験 (砒素及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用して砒素の溶出量試験を行うものを言う。	含有量試験 (砒素及びその化合物)	調査ボーリング <b>試料</b> を使用して砒素の含有量試験を行うものを言う。	溶出量試験 (ふつ素及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用してふつ素の溶出量試験を行うものを言う。	含有量試験 (ふつ素及びその化合物)	調査ボーリング <b>試料</b> を使用してふつ素の含有量試験を行うものを言う。	
先進ボーリング I	(弱風化) 緑色凝灰岩 (CL級)	18.0																																									
分析項目	内 容																																										
溶出液作成	溶出量試験を実施するための溶出液を作成するものを言う。																																										
溶出量試験 (鉛及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用して鉛の溶出量試験を行うものを言う。																																										
含有量試験 (鉛及びその化合物)	調査ボーリング <b>資料</b> を使用して鉛の含有量試験を行うものを言う。																																										
溶出量試験 (砒素及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用して砒素の溶出量試験を行うものを言う。																																										
含有量試験 (砒素及びその化合物)	調査ボーリング <b>資料</b> を使用して砒素の含有量試験を行うものを言う。																																										
溶出量試験 (ふつ素及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用してふつ素の溶出量試験を行うものを言う。																																										
含有量試験 (ふつ素及びその化合物)	調査ボーリング <b>資料</b> を使用してふつ素の含有量試験を行うものを言う。																																										
先進ボーリング I	(弱風化) 緑色凝灰岩 (CL級)	18.0																																									
分析項目	内 容																																										
溶出液作成	溶出量試験を実施するための溶出液を作成するものを言う。																																										
溶出量試験 (鉛及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用して鉛の溶出量試験を行うものを言う。																																										
含有量試験 (鉛及びその化合物)	調査ボーリング <b>試料</b> を使用して鉛の含有量試験を行うものを言う。																																										
溶出量試験 (砒素及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用して砒素の溶出量試験を行うものを言う。																																										
含有量試験 (砒素及びその化合物)	調査ボーリング <b>試料</b> を使用して砒素の含有量試験を行うものを言う。																																										
溶出量試験 (ふつ素及びその化合物)	調査ボーリング試料を使用してふつ素の溶出量試験を行うものを言う。																																										
含有量試験 (ふつ素及びその化合物)	調査ボーリング <b>試料</b> を使用してふつ素の含有量試験を行うものを言う。																																										

工事名) 磐越自動車道 龍ヶ嶽トンネル工事

対象	訂正前	訂正後																																																																					
<p><b>特記仕様書 (68 頁)</b></p> <p><b>2 4 - 3 7. 調査ボーリング工</b></p> <p><b>(11) 支払</b></p> <p><b>2 5. 割掛け対象表の項目に示す工事の内容</b></p> <p><b>【共通仮設費】</b></p> <p>(9) 試験結果の報告 分析終了後、速報版として分析結果をFAX又は、電子メール等で速やかに監督員に報告するものとする。</p> <p>(10) 数量の検測 調査ボーリング工の数量の検測は、設計数量(m又はシリーズ)で行うものとする。なお、1シリーズとは、各試験について全項目を1試料ずつ行うことをいう。</p> <p>(11) 支払 調査ボーリング工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m又は1シリーズ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、<b>先進ボーリング工</b>のための機械の運搬及び設置・撤去・掘進作業、コアサンプリング、試料調製、分析、試験報告書の作成等に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費を含む全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (14) 調査ボーリング工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングA</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングB</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングC</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングD</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングE</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングF</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングG</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングH</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングI</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>詳細分析試験A</td> <td>シリーズ</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 5. 割掛け対象表の項目に示す工事の内容</b></p> <p>対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛け対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>【共通仮設費】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛け対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費(トンネル)</td> <td>トンネル工事に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費(トンネル)</td> <td>トンネル工事に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費(作業構台)</td> <td>作業構台に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費</td> <td>仮橋撤去に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特- (14) 調査ボーリング工		先進ボーリングA	m	先進ボーリングB	m	先進ボーリングC	m	先進ボーリングD	m	先進ボーリングE	m	先進ボーリングF	m	先進ボーリングG	m	先進ボーリングH	m	先進ボーリングI	m	詳細分析試験A	シリーズ	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	工事用機械運搬費(トンネル)	トンネル工事に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費(トンネル)	トンネル工事に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費(作業構台)	作業構台に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費	仮橋撤去に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	<p>(9) 試験結果の報告 分析終了後、速報版として分析結果をFAX又は、電子メール等で速やかに監督員に報告するものとする。</p> <p>(10) 数量の検測 調査ボーリング工の数量の検測は、設計数量(m又はシリーズ)で行うものとする。なお、1シリーズとは、各試験について全項目を1試料ずつ行うことをいう。</p> <p>(11) 支払 調査ボーリング工の支払は、前項の規定に従って検測された数量に対し、1m又は1シリーズ当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う、<b>調査ボーリング工</b>のための機械の運搬及び設置・撤去・掘進作業、コアサンプリング、試料調製、分析、試験報告書の作成等に要する材料・労力・機械器具等、本工事を完成するために必要な費用で諸経費を含む全ての費用を含むものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>単価表の項目</th> <th>検測の単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特- (14) 調査ボーリング工</td> <td></td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングA</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングB</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングC</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングD</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングE</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングF</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングG</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングH</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>先進ボーリングI</td> <td>m</td> </tr> <tr> <td>詳細分析試験A</td> <td>シリーズ</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 5. 割掛け対象表の項目に示す工事の内容</b></p> <p>対象表の項目に示す工事の内容は、共通仕様書第1章「表1-3割掛け対象表の項目に示す工事の内容」による他、次のとおりとする。なお、これに要する費用は関連する単価表の項目の単価に含むものとし、別途支払は行わないものとする。</p> <p><b>【共通仮設費】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>割掛け対象表の項目名称</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事用機械運搬費(トンネル)</td> <td>トンネル工事に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費(トンネル)</td> <td>トンネル工事に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費(作業構台)</td> <td>作業構台に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費</td> <td>仮橋撤去に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> </tr> <tr> <td>工事用機械分解組立費(場所打ちコンクリート杭(人力掘削))</td> <td>場所打ちコンクリート杭(人力掘削)に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。</td> </tr> </tbody> </table>	単価表の項目	検測の単位	特- (14) 調査ボーリング工		先進ボーリングA	m	先進ボーリングB	m	先進ボーリングC	m	先進ボーリングD	m	先進ボーリングE	m	先進ボーリングF	m	先進ボーリングG	m	先進ボーリングH	m	先進ボーリングI	m	詳細分析試験A	シリーズ	割掛け対象表の項目名称	工事の内容	工事用機械運搬費(トンネル)	トンネル工事に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費(トンネル)	トンネル工事に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費(作業構台)	作業構台に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費	仮橋撤去に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。	工事用機械分解組立費(場所打ちコンクリート杭(人力掘削))	場所打ちコンクリート杭(人力掘削)に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。
単価表の項目	検測の単位																																																																						
特- (14) 調査ボーリング工																																																																							
先進ボーリングA	m																																																																						
先進ボーリングB	m																																																																						
先進ボーリングC	m																																																																						
先進ボーリングD	m																																																																						
先進ボーリングE	m																																																																						
先進ボーリングF	m																																																																						
先進ボーリングG	m																																																																						
先進ボーリングH	m																																																																						
先進ボーリングI	m																																																																						
詳細分析試験A	シリーズ																																																																						
割掛け対象表の項目名称	工事の内容																																																																						
工事用機械運搬費(トンネル)	トンネル工事に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。																																																																						
工事用機械分解組立費(トンネル)	トンネル工事に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																																						
工事用機械分解組立費(作業構台)	作業構台に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																																						
工事用機械分解組立費	仮橋撤去に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																																						
単価表の項目	検測の単位																																																																						
特- (14) 調査ボーリング工																																																																							
先進ボーリングA	m																																																																						
先進ボーリングB	m																																																																						
先進ボーリングC	m																																																																						
先進ボーリングD	m																																																																						
先進ボーリングE	m																																																																						
先進ボーリングF	m																																																																						
先進ボーリングG	m																																																																						
先進ボーリングH	m																																																																						
先進ボーリングI	m																																																																						
詳細分析試験A	シリーズ																																																																						
割掛け対象表の項目名称	工事の内容																																																																						
工事用機械運搬費(トンネル)	トンネル工事に使用する質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬及び運搬時の損料に要する費用をいう。																																																																						
工事用機械分解組立費(トンネル)	トンネル工事に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																																						
工事用機械分解組立費(作業構台)	作業構台に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																																						
工事用機械分解組立費	仮橋撤去に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																																						
工事用機械分解組立費(場所打ちコンクリート杭(人力掘削))	場所打ちコンクリート杭(人力掘削)に使用する重建設機械の分解、組立、輸送及び運搬時の損料または賃料に要する費用をいう。																																																																						